

フェンメディファムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について の意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年5月15日～令和6年6月13日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見 1】 農薬撲滅を求めます。残留農薬の基準を満たしているとか、所見なしとか表向きをキレイに演出しているが所詮は農薬なのです。身体に良いわけがありません。国民の安心安全の確保？農薬のなにが安全安心と言えるのか知りたいです。内閣府？食品安全委員会？信用してません。	【回答 1】 ・ 農薬の登録及び使用に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。
【意見 2】 評価に際して参照した資料のほとんどは申請者が作った未公表資料ですが、これでは申請者に有利なものに限定されることは明らかですし、申請者に不利なものはあえて出さないということも考えられます。 また、評価は、農薬単品としてだけのものであり、今や 600 成分以上に上っている農薬種の多さを考えると、単品だけの評価で済ませられないはずです。 複合影響や体内で混在することによる影響など「評価手法が定まっていないため、できない（やらない）」と逃げていないで、使用量の多い（あるいは残留値の高い）農薬から 10 個くらいの組み合わせだけでも検証するようにお願いします。	【回答 2】 ・ 食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 ・ 参照資料は、「食品安全委員会の公開について」（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）に基づき、原則として公開することとしています。公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開としております。資料のうち、試験の概要を記載した資料については、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」（令和 2 年 5 月 20 日農薬第一専門調査会決定）に基づき、専門調査会での審議終了後に、申請者の知的財産に係る内容がマスキングされた閲覧用資料を事務局において公開しています。 ・ 評価に用いる資料に関しては、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令

	和元年 10 月 1 日食品安全委員会決定) に基づき、評価に必要な資料を要請者であるリスク管理機関がその責任において提出すること、資料の内容の信頼性を確保することを求めています。さらに、信頼性確保に関しては、OECD のガイドライン等で規定された試験方法によって実施された試験成績、適正に運営管理されていると認められる GLP (Good Laboratory Practice) に対応した試験施設等において実施された試験成績及び国際機関における評価書等の科学的に信頼できる資料を提出することとなっています。 食品安全委員会においては、個別の試験結果について、上記のほか、試験条件、試験結果等データの科学的な信頼性を確認しながら評価を行っています。 ・複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。